

一関市有害鳥獣捕獲応援隊制度について

増加するニホンジカなどによる農作物被害を防止するため、一関市鳥獣被害対策実施隊（実施隊）の活動の補助を行う**一関市有害鳥獣捕獲応援隊**（応援隊）を創設し、地域ぐるみの捕獲体制づくりを推進します。



記

1 応援隊の活動内容

- (1) 実施隊の監督のもと、狩猟免許を持たずに行うことができる補助的な有害鳥獣の捕獲活動（わなによる捕獲限定）に参加します。
- (2) 定期的なわなの見回り、えさの管理、捕獲時の実施隊への通報など危険性の少ない活動を行います。
- (3) 活動内容は、集落の皆さんができるることを実施隊と話し合って決めます。
- (4) 活動範囲は、集落内の応援隊員の所有地又は管理する農地です。

2 応援隊への参加など

- (1) 市が開催する捕獲技術および安全対策の講習会を受講することで、応援隊に2年間認定されます。
講習会では、鳥獣保護管理法、狩猟の基礎知識、わなの仕組み・設置方法、応援隊制度などについて学びます（2時間程度）。
(※講習会開催については、新型コロナウイルスの沈静化の状況により検討します。)
- (2) 地域ぐるみでの捕獲体制をつくるため、参加申し込みは集落単位を対象とします。
わな免許を有し、集落等内で活動できる人がいることが要件ですが、有資格者がいない場合は、実施隊（猟友会）との調整が必要となるため、市担当課へ相談が必要です。
- (3) 自らの地域を守る活動であるため無報酬の活動になりますが、活動中に負傷などした場合は市が加入する保険で補償します。

3 期待される効果

- (1) 住民自らが、地域ぐるみで捕獲活動を行うことで、より広範囲にわなを仕掛けられるなど、捕獲の強化、被害の低減が図れる。
- (2) 実施隊のわなの見回りなど、負担が軽減される。
- (3) 鳥獣に対する知識の習得により、地域ぐるみの被害対策が進む。



お問い合わせ先

一関市農林部農地林務課森林保全係

☎21-8195(直通)又は21-2111(代表)